

平成29年第2回長与町議会定例会会議録(第4号)

招集年月日 平成29年 6月 6日
本日の会議 平成29年 6月 9日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員 2番 中村 美穂 議員 3番 安部 都 議員
5番 饗庭 敦子 議員 6番 安藤 克彦 議員 7番 金子 恵 議員
8番 分部 和弘 議員 9番 西岡 克之 議員 10番 岩永 政則 議員
11番 喜々津英世 議員 12番 山口憲一郎 議員 13番 堤 理志 議員
14番 河野 龍二 議員 15番 吉岡 清彦 議員 16番 竹中 悟 議員
17番 内村 博法 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 谷本 圭介 君 議事課 長 富永 正彦 君
課長 補佐 細田 浩子 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君 副町長 鈴木 典秀 君
教 育 長 勝本 真二 君 総務部長 荒木 重臣 君
企画財政部長 久保平敏弘 君 建設産業部長 緒方 哲 君
住民福祉部長 森川 寛子 君 教育次長 帯田 由寿 君
健康保険部長 中山 庄治 君 水道局長 濱 伸二 君
会計管理者 谷本 清 君 建設産業部理事 松邨 清茂 君
教育委員会理事 金崎 良一 君 秘書広報課長 青田 浩二 君
総務課長 山本 昭彦 君 契約管財課長 井川 勝信 君
地域安全課長 山口 功 君 政策企画課長 荒木 隆 君
財政課長 田中 一之 君 税務課長 荒木 秀一 君
収納推進課長 宮崎 伸之 君 土木管理課長 日名子達也 君
産業振興課長 中嶋 敏純 君 福祉課長 細田 愛二 君
こども政策課長 村田ゆかり 君 住民環境課長 栗山 浩二 君
健康保険課長 志田 純子 君 介護保険課長 辻田 正行 君
水道課長 山口 新吾 君 下水道課長 山崎 禎三 君
教育総務課長 宮司 裕子 君 生涯学習課長 山口 利弘 君
農業委員会事務局長 和田 弘 君 情報管理室長 堀池 英二 君

会議録署名議員

9番 西岡 克之 議員

10番 岩永 政則 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・・・別紙日程のとおり

開会	9時30分
散会	11時00分

平成29年第2回長与町議会定例会
議事日程（第4号）

平成29年 6月 9日（金）
午 前 9時30分 開 議

日程	議案番号	件 名	備 考
1	31	和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の承認を求めることについて	—
2	32	附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	※総文
3	33	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	※総文
4	34	町道路線の廃止について	※産厚
5	35	町道路線の認定について	※産厚
6	36	平成29年度長与町一般会計補正予算（第1号）	※総文
7	37	長与町固定資産評価審査委員会委員の選任について	—
8	38	長与町農業委員会の委員の任命について	—
9	39	長与町農業委員会の委員の任命について	—
10	40	長与町農業委員会の委員の任命について	—
11	41	長与町農業委員会の委員の任命について	—
12	42	長与町農業委員会の委員の任命について	—
13	43	長与町農業委員会の委員の任命について	—
14	44	長与町農業委員会の委員の任命について	—
15	45	長与町農業委員会の委員の任命について	—
16	46	長与町農業委員会の委員の任命について	—
17	47	長与町農業委員会の委員の任命について	—
18	48	長与町農業委員会の委員の任命について	—
19	49	長与町農業委員会の委員の任命について	—
20	発委1	長与町議会議員政治倫理条例に係る調査特別委員会設置についての決議	—

※付託予定の委員会

○議長（内村博法議員）

皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開催いたします。

日程第1、議案第31号和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第31号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、議案第31号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第1、議案第31号和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、日程第2、議案第32号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

では、地域公共交通会議の件でお尋ねします。25人以内ということになってますけれども、結構人数が多いみたいですし、どういう形の、種類別が、関係機関がたくさんあるのか、それとも同じ部類でもたくさん的人数で構成されるのか、その中身についてお尋ねいたします。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

地域公共交通会議の委員の構成でございますけれども、まずは地方公共団体、それから一般乗合旅客自動車運送事業者、バスの事業者です。それから乗用旅客自動車運送事業者、タクシー事業者でございます。それからそれらの協会、バス協会、タクシー協会、それから住民の皆様または利用者の方々の代表、それから国の機関でございますが長崎運輸支局、それとバスやタクシーの運転手が組織する団体、いわゆる労働組合ユニオンという形です。その他道路管理者、警察、学識経験者等ということで25名程度を想定をしております。以上です。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

ということは、それぞれの各関係団体から1名ずつということで良いわけですかね。再度お願いします。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

バス事業者につきましては2社ございますので、それぞれ全て。タクシーも同様です。また住民の皆様、利用者の方々というのは現在のところ6名程度を想定しております。以上です。

○議長（内村博法議員）

他に質疑はありませんか。

安部議員。

○3番（安部都議員）

私は長与町地域福祉計画推進委員会の設置、加入、追加についてお聴きいたします。地域福祉計画というのは28年度から33年度までに既に、昨年度から6年間の計画で策定をされておりますので、委員も現行10人というふうに現在決まっております。そこで、今ここで追加の理由とするものは何なのかということと、それから、現推進委員が10人の現行でそのまま継続をされるのか、その辺りをお知らせください。

○議長（内村博法議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

今回上げております長与町地域福祉計画推進委員会ですけれども、現行第2次地域福祉計画を実施しておりますけれども、その際に長与町地域福祉計画策定委員会というのを期限付きで設置をしておりました。それにつきましては策定のみ委員会でありまし

たので、今回は現行の計画の進捗状況の検証等、それと次回の計画の策定までの推進委員会ということで、今回新たに設置をお願いするものであります。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

それでは、昨年度からの策定をされてるその10人というのは、今年度から2年間というふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

今回設置をします推進委員会につきましては、設置後それから2年間という予定にしております。

○議長（内村博法議員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで、議題となっております議案第32号は総務文教常任委員会に付託いたします。お諮りします。

ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第32号は会議規則第46条第1項の規定によりまして、6月14日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は6月14日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

次に、日程第3、議案第33号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第33号は総務文教常任委員会に付託いたします。

お諮りします。

ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第33号は会議規則第46条第1項の規定によって、6月14日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は6月14日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第34号町道路線の廃止についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第34号は産業厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第34号は会議規則第46条第1項の規定によって、6月14日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって議案第34号は6月14日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第35号町道路線の認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第35号は産業厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第35号は会議規則第46条第1項の規定によって、6月14日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって議案第35号は6月14日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第36号平成29年度長与町一般会計補正予算第1号を議題と

いたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

一般質問でも出ておりましたけれども、長崎から機関車ですか、あれを長与で遺構として設置するということが出とったですけど、再度詳しく、11ページぐらいかなと思って私見てるんですけど、工事請負費が120万円上がってますけど、再度この本会議でお尋ねします。どういう形で、どういう場所で、どういう今後の住民に対するアプローチをやっていくのかを、再度お尋ねいたします。よろしくをお願いします。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

平和遺構の設置工事費等につきましては、長崎市から蒸気機関車の一部をいただきまして、設置場所が長与駅の東口ロータリーの中を予定をしております。この議会終了後、予算関係の議決をいただきましたら着工に取りかかって、できれば7月中に工事を終えて、今回の平和事業等に間に合うように工事の方を行っていきたいと思っております。この工事が終わりますと、お披露目という形で今回10万円ほど予算を組ませていただいておりますけど、こちらの方で除幕式等を行ってPR等を行っていきたいと。その後は通常通り、平和事業の学習等々に活用していきたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

他に質疑はありませんか。

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

1点だけ質問させていただきます。衛生費のコンポストの調査とコンポスト跡のガス抜きとか工事が入っているようですけど、約2,400万円程入ってます。これはどのような手法でやられるのか、そして、これが大体どれぐらいの期限を考えてやっておられるか、これの2点についてお尋ねします。

○議長（内村博法議員）

栗山住民環境課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

調査に関しましてはガス抜き工事を実施する前に、ガスが滞留している状態でありますので跡地のボーリング、それから地質調査による廃棄物の分布、それから容量等を把握する調査を行います。合わせてガス抜き管の設置工事が安全に適正に行われるように、工事の実施に伴う現地調査と、それから工事の設計を委託しております。工事内容につきましては埋立地の範囲を網羅するように、30メートル間隔のメッシュ状、碁盤状に

分割をし、ボーリングを行い、スリット管、穴の開いた管を縦に埋め込み、その周りに砕石を間詰めして、より効果的にガスが抜けるような管の施工を行い、ガス抜きを行うものであります。期間については、調査期間を約3か月、工事期間を2か月予定しており、今年度中に工事を全て完了させる予定でございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

他に質疑はありませんか。

安部議員。

○3番（安部都議員）

私も被爆遺構設備についてお聞きいたします。これは長崎市からの普通財産の無償譲与というふうに考えてよろしいのでしょうか。それについては、寄附に当たるのか。そしてまた、それは税務上にどういうふうになってるのかということをお聞きします。それから、今年度の8月9日までの原爆記念式典までに間に合うのか、その答えをお知らせください。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

この蒸気機関車の部品につきましては無償譲渡ということとなっております。うちの方はこの件に関しましては、寄附ということでは受け取っておりません。ただ申請をいたしまして長崎市の方から譲り受けたということでございます。この平和遺構の設置につきましては、今回の平和事業までに間に合うように取り組みをさせていただきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

他に質疑はありませんか。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

私も、コンポストのところでお伺いしたいと思います。

以前、高田中が建設される前は、周辺は特に何も無かったと思うんですが、現在周辺は住宅地もあり、また高田中学校もあるということで、そういう安全面の部分では、どのように配慮されていくのか、答えがあればお願いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

栗山住民環境課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

安全面についてですが、ここはもともとコンポスト工場跡地でございます。廃棄物が一部埋設されているということで、国の指針等がありまして、廃棄物が埋まっている後の処置については、周辺環境に十分配慮をし、調査、それから工事期間中においても影響がないように環境アセスメントに十分配慮をした工事を進めるようにという指針があ

りますので、その指針に則って工事を適正に、影響がないように万全の体制で進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第36号は総務文教常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第36号は会議規則第46条第1項の規定によって、6月14日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は6月14日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第37号長与町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

日程第8、議案第38号長与町農業委員会の委員の任命について。

日程第9、議案第39号長与町農業委員会の委員の任命について。

日程第10、議案第40号長与町農業委員会の委員の任命について。

日程第11、議案第41号長与町農業委員会の委員の任命について。

日程第12、議案第42号長与町農業委員会の委員の任命について。

日程第13、議案第43号長与町農業委員会の委員の任命について。

日程第14、議案第44号長与町農業委員会の委員の任命について。

日程第15、議案第45号長与町農業委員会の委員の任命について。

日程第16、議案第46号長与町農業委員会の委員の任命について。

日程第17、議案第47号長与町農業委員会の委員の任命について。

日程第18、議案第48号長与町農業委員会の委員の任命について。

日程第19、議案第49号長与町農業委員会の委員の任命についてを一括議題といたします。

これから、質疑を行います。

まず、議案第37号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第38号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

喜々津議員。

○11番（喜々津英世議員）

38号から49号全般でお尋ねをしたいと思います。

今度の議案は個々の候補者についてイエスカノーかということでありまして、この任命についての基本的な考え方でちょっと疑義がある点、将来どうなるかなという心配する点がありますので、させていただきたいと思います。

12人の委員の過半数が認定農業者でなければならないというのがあるんですが、昨年12月の議会で委員長報告を見てますと、現在73名の認定農業者がいるという答弁があつておるようでありまして、恐らくこれは減ることはあつても増えることは無いんじゃないかなという思いがいたしております。そして、この選任の方法が今年の2月20日に農協で実行組合長を集めて農業委員会から説明があつたのは、各地区ごとに推薦をしていただきたいということでありました。そうしますと、推薦の中でどなたが認定農業者か分からないというのがあるわけです。したがって、今回、町のホームページで農業委員の応募状況ですか、これを見た時に高田郷の男性の方が推薦を受けて、なつておられましたけれども、実際、この議案には今度上がつてない。これは恐らく4月でしたか、委員候補者評価委員会ですかね、ここで落とされたものなのか、辞退したものなのか。そういうこともありますけれども、まず認定農業者を過半数しなければならないという中で、誰と誰が認定農業者ですよというのは、恐らく個人情報等との関係で、推薦をお願いする段階では公にできないだろうと思いますけれども、今後、候補者が上がってきた段階で、認定農業者が過半数に満たないという部分考えられますけれども、そういう場合はどうするのか、どう考えてるのか。仮定の話で恐縮ですが、将来的な問題として、ちょっと懸念をするものですからお尋ねをいたします。

○議長（内村博法議員）

和田農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（和田弘君）

喜々津議員の御質問にお答えします。議員の御質問は認定農業者の過半数を占めないということですが、地区内の認定農業者数が委員の定数の8倍を下回る場合には以下のとおりで良いということで、お示しをいただいております。それで、今先程申し上げられた認定農業者が73名ということで、うちの方が96名になるんですけどそれを下回っております。応募者がいない場合は委員の過半数を認定農業者及び次に準ずる農業者、認定農業者について、もしいない場合は市町村議会の同意を得ることとなっておりますので、その点、お答えしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

喜々津議員。

○11番（喜々津英世議員）

もう1点、これは町長に答弁をさせていただきたいと思うんですが、ホームページで公表さ

れとるのは、地区から推薦を受けた候補者がほとんどであります。岡地区だけが推薦ではなくて応募、いわゆる立候補になっておるわけです。これは先程言いましたけれども、2月20日に農協であった説明会の中で岡地区の実行組合長集まって、どなたを候補者として、予定者としてするかという協議をして、意見の一致をみましてそれぞれの地区に持ち帰って組合員の方々の了承を取り付けるという作業をしておりました。

ところがその後、現在の農業委員が今度、農業委員会法が変わるので、あなたもう1期どうしても続けてくださいと町長から言われたので私が出ますと。したがって、あなたは応募を辞退してくださいということを候補予定者に言われて、その方から我々にそういうお話があって、非常に困惑した経過があるわけです。私は町長がそういうことを言うはずが無いということを申し上げたんですが、もう既に候補予定者も自分もそういうことであれば応募は受けないということで、最終的にはすんなりおさまったんですが、我々としては非常に忸怩たる思いもあったわけです。ここで確認したいのは先程言いましたように、町長から頼まれたのでどうしても今度自分が出なければならぬと。そういうことがあったのかどうか。イエスかノーかで構いませんけれども、町長に答弁をいただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今回、仕組みが変わるといようなことをごさいますて、特に農業委員会のこの法によりまして、今度は逆に数は増えるわけでごさいますけども、普通の企業でいえば役員と執行役員という形になろうかと思えますけども、そういう形で仕組みが変わるので、その変わる時点におきまして、現在、会長を務めておられる方においては一定説明が要りますので、そういう分のところでお話しを進めていただくようにという話をしましたけども、それになってくれとか、なってくれないとかいうところまでは、私は言える立場でもありませんし、ただ、やっぱり組織が変わる時に、その前にいた方々がどういふふうに変りますよといようなこともお伝えしなくちゃいけないわけですので、その辺りのお願いをした経過はありますけども、そのまま委員にということまではちょっと私の立場上は言えないわけでごさいます。以上であります。

○議長（内村博法議員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第39号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第40号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第41号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第42号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第43号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第44号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第45号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第46号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第47号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第48号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第49号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第37号、議案第38号、議案第39号、議案第40号、議案第41号、議案第42号、議案第43号、議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第47号、議案第48号、議案第49号は会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第37号、議案第38号、議案第39号、議案第40号、議案第41号、議案第42号、議案第43号、議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第47号、議案第48号、議案第49号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから議案第37号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第7、議案第37号長与町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり同意されました。

これから、議案第38号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第8、議案第38号長与町農業委員会の委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり同意されました。

これから、議案第39号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第9、議案第39号長与町農業委員会の委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意されました。

これから、議案第40号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第10、議案第40号長与町農業委員会の委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意されました。

これから、議案第41号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第11、議案第41号長与町農業委員会の委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案とおりに同意されました。

これから、議案第42号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第12、議案第42号長与町農業委員会の委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意されました。

これから、議案第43号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第13、議案第43号長与町農業委員会の委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」に声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意されました。

これから、議案第44号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第14、議案第44号長与町農業委員会の委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意されました。

これから、議案第45号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第15、議案第45号長与町農業委員会の委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意されました。

これから、議案第46号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第16、議案第46号長与町農業委員会の委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意されました。

これから、議案第47号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第17、議案第47号長与町農業委員会の委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意されました。

これから、議案第48号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第18、議案第48号長与町農業委員会の委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意されました。

これから、議案第49号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第19、議案第49号長与町農業委員会の委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、日程第20、発委第1号長与町議会議員政治倫理条例に係る調査特別委員会設置についての決議を議題といたします。

本件については地方自治法第117条の規定により除斥に該当しますので、西岡議員の退場を求めます。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○議長(内村博法議員)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

職員に議案を朗読させます。

谷本議会事務局長。

○議会事務局長(谷本圭介君)

それでは、議案を朗読いたします。

発委第1号長与町議会議員政治倫理条例に係る調査特別委員会設置についての決議。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。平成29年6月9日、提出者、議会運営委員会委員長喜々津英世。長与町議会議員政治倫理条例に係る調査特別委員会設置についての決議。本会議に次のとおり特別委員会を設置するものとする。1、名称、長与町議会議員政治倫理条例に係る調査特別委員会。2、目的(1)給食米を巡る新聞報道に係る実態把握。(2)長与町議会議員政治倫理条例に基づく調査。3、委員定数14人。4、期間、本調査が終了するまでとし、閉会中も継続して調査することができる。平成29年6月9日、長与町議会。以上です。

○議長(内村博法議員)

お諮りします。

本案については提案理由の説明、質疑、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、発委第1号は提案理由の説明、質疑、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、発委第1号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

吉岡議員。

○15番(吉岡清彦議員)

では、私はこの発委第1号長与町議会議員政治倫理条例に係る調査特別委員会設置に

ついて、反対の立場から討論いたします。

確かに新聞報道によって分かりましたけども、この前の、私なりに、全員協議会において双方のそういうふうな説明を聞いて理解をしておりますので、私としてはもう必要無いというのが第1点。それと2点目として、この設置によって、今後、それぞれの関係する人たち、農協関係、商工関係あるいは教職員関係あるいは給食をする人たちの関係あるいは農業生産者の米の関係、そういうルートの関係、あるいは新聞によってでするので新聞社とか、そういういろんな関係の人たちをお呼びして調査していくんじゃないかと思えますけれども、ひょっとしたら人民裁判になるような感じもいたします。それからすると良くないんじゃないかというのが1つです。それと、これによってどうやってそれを我々議会体が評価して、それを正とか悪いとかしていくのが良いのかどうか、私なりに考えて良くないとそういう気もいたしますので、この設置については反対とし、反対討論といたします。以上です。

○議長（内村博法議員）

次に、賛成討論はありませんか。

金子議員。

○7番（金子恵議員）

発委第1号に賛成の立場で討論いたします。私は今回の問題に対し、町民の皆様が緊急性及び正確性、公平性を望み、真実がどこにあるのか明らかにするべきではないかという捉え方をしていることを感じています。先日の全員協議会の中で当該議員、教育委員会から説明を受けました。しかし、両者の説明には明らかに食い違う点がありました。一致していないということです。このような状況を明らかにするには調査を行うための特別委員会を設置し、十分な調査結果を出し、住民が納得できる説明責任を果たす必要があります。この長与町議会議員政治倫理条例に係る調査特別委員会は警察のように犯人探しのようなことをしたり、暴くことが目的で無いことは言うまでもありません。今後、このような報道されたような疑惑を持たれないためにも、個々人が初心に返り改めて襟を正すこと、そして再発防止につなげることが重要です。新聞に掲載された給食米問題の真相を解明し、検証して、新聞により報道そして指摘されたことを明らかにすることが私たちの責務であり、それができなければ議会は何をやっているのかと不信が増幅しかねません。このまま真相究明もしないということは議会としてのチェック機能も働かず疑惑解明もできない議会として、後に禍根を残すことに繋がりにかぬないのです。事実を解明し、そして議会として、議員として、住民の負託に応えることこそが信頼につながります。議会人とはその権力に頼らず、謙虚に住民福祉のために貢献することが責務ではないのかと自分自身考えているところです。今回、新聞に掲載されたということは大変重要な問題であるのです。そういった事態の中で私ども、この議会がどのような態度を取るのかということは、町民1人1人が注目をしているところではないかと考えます。以上の理由により、議員各位の聡明な判断と決意に期待いたしまして、私の賛

成討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論はありませんか。

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

私は、発委1号について反対の立場で討論いたします。当目的に新聞報道に係わる問題についてとありますが、私個人は地方紙、ローカル誌などマスコミについてはあまり信用しておりません。各社が購読を促す商売と考えております。参考にはなりますが、文面には虚偽はありませんが誤解を招く可能性がある文章であります。実態は、去る6月6日全員協議会において本人並びに行政側から納得のいく説明を受けております。議員による圧力は双方とも否定をしています。今回の噂の原因は地産地消月間における行政側の好意の中で起こった噂と考えます。しかしながら、教育委員会の調査不足または準備不足のために農協を巻き込む結果となり、誠に残念であります。また、自治法92条第2項につきましても、経営者は議員の母親であり何ら抵触に当たりません。この状態が抵触するのであれば、幅広く大手企業など公的団体からの推薦などをいただく議員にとっても同等と考えます。今回、特別委員会ありきで何人かの議員が素早く対応されたことについても少し違和感を感じます。以上の観点から設置に反対いたします。

○議長（内村博法議員）

次に、賛成討論はありませんか。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

私は、本議案に賛成の立場から討論いたします。私たち議員が議員活動の参考にする議員必携の中で議員の職責という項目があります。ここには議員は住民から選ばれ、その代表者として議会の構成員となるので、選良と呼ばれる人格、見識とも優れた代表者であるとあります。また、さらに議員は住民の代表者であり奉仕者であって、これが議員の本質と言うべきである。このことは議員が住民の直接の選挙によって選任されることから、当然、導き出される自明の利であるところのようにあります。私自身、この議員の活動が職責の項目の活動として十分に果たしているとは思っておりません。ただ多くの議員も、そして私自身も、この職責を果たそうとして日々努力してるのだと思います。私たち長与町議会が取り組んできた議会改革での基本条例、政治倫理条例はそうした思いからこの議員の職責を具現化しようと決意して、制定に至ったものだと思います。今回の新聞報道が事実であれば、これまでの各議員の思いや議会の努力を全く無にしてしまう行為と疑わざるを得ません。このような疑いがある場合には地方自治法98条に基づいても議会が行動すべきだと考えます。議会や町政への信頼を回復させるためにも特別委員会を設置し真相を明らかにし、議会としての説明責任を果たすためにも特別委員会は設置すべきという立場から賛成討論といたします。以上です。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、日程第20、発委第1号長与町議会議員政治倫理条例に係る調査特別委員会設置についての決議を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま設置されました特別委員会の委員選任については委員会条例第7条第4項の規定により、浦川圭一議員、中村美穂議員、安部都議員、饗庭敦子議員、安藤克彦議員、金子恵議員、分部和弘議員、岩永政則議員、喜々津英世議員、山口憲一郎議員、堤理志議員、河野龍二議員、吉岡清彦議員、竹中悟議員以上14名の方を指名したいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名された方を長与町議会議員政治倫理条例に係る調査特別委員に選任することに決定いたしました。

これから、委員会条例第8条及び第9条の規定により、長与町議会議員政治倫理条例に係る調査特別委員会の委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

ただいま選任されました特別委員会の委員は、次の休憩中に委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

委員会の開催場所は会議室となっております。

場内の時計で11時まで休憩いたします。

委員の皆様は、会議室にお集まりください。

（休憩 10時24分～11時00分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

長与町議会議員政治倫理条例に係る調査特別委員会委員長並びに副委員長の互選結果について報告いたします。

委員長に喜々津英世議員。副委員長に金子恵議員。

以上のとおり互選結果を報告いたします。
これにて本日の日程を終了します。
本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。
(散会 11時00分)